

名古屋市緑政土木局「週休2日制工事」実施要綱等  
及び名古屋市緑政土木局「週休2日交替制工事」実施要綱等  
の改定について

建設業界では、若手技術者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められています。

平成30年6月に労働基準法が改正され、令和6年4月から建設業にも時間外労働の罰則付き上限規制が適用されることから、週休2日の普及拡大のため、下記のとおり名古屋市緑政土木局「週休2日制工事」実施要綱等及び名古屋市緑政土木局「週休2日交替制工事」実施要綱等を改定しましたので、お知らせいたします。

記

1 主な改定内容

- 工事成績評定または業務成績評定における加点の廃止
- 受注者希望型の業務委託について条件の追加
  - ・対象期間内に連続する現場作業日が7日以上
  - ・現場着手までに業務計画書を提出
  - ・兼務する業務の休日確認
- 降雨等による振替を休工日の後15日とする

※ 詳細については、名古屋市公式ウェブサイトの下記掲載箇所をご覧ください。

(掲載箇所)

トップページ>事業向け情報>道路・川・みどり>緑政土木局工事・委託等に係る基準・様式・成績>建設業界における労働環境改善および生産性向上の取組について

(掲載URL)

<https://www.city.nagoya.jp/jigyoudouro/1026308/1026317.html>

2 適用

令和8年4月1日以降に起案する工事及び業務委託に適用します。

(問い合わせ先)

緑政土木局 技術指導課 指導検査担当

TEL 052-972-2812